

第 5 回
消費者保護のための啓発用デジタル教材
開発に向けた有識者会議
議事録

消費者庁新未来創造戦略本部

第5回 消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議

1. 日 時：令和3年6月28日（月） 16:00～18:00
2. 場 所：消費者庁新未来創造戦略本部 会議室 （ウェブ会議：オンライン参加可）
3. 議 題
 - ・ 令和3年度の開発方針について
 - ・ 分科会からの検討状況報告
4. 資 料
 - ・ 資料1 消費者保護のための啓発用デジタル教材を活用した調査実証事業_作業実施計画書（プロジェクト実行計画書）
 - ・ 資料2 令和3年度 有識者会議スケジュール（案）
 - ・ 資料3 分科会進め方
 - ・ 参考資料1 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ（概要）
 - ・ 参考資料2 社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会取りまとめ

5. 出席者

(委員)

坂本委員（座長）、阿部委員、稲倉委員、齋藤委員、坂倉委員、
西尾委員、西村委員、阪東委員、山本委員

(オブザーバー)

徳島県 教育委員会 学校教育課

徳島県立総合教育センター GIGA スクール推進課

徳島県 消費者政策課

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者庁 消費者教育推進課

(事務局)

消費者庁新未来創造戦略本部（消費者政策課）

NTT ラーニングシステムズ

発言者	内容
1. 開会	
事務局	・ 事務局より開会、並びに各委員の紹介。
事務局	・ 配布資料確認
坂本座長	・ 議題説明
2. 令和3年度の開発方針について	
坂本座長	それぞれの資料説明を行った後、意見交換等の時間を設ける。 ■「資料1 消費者保護のための啓発用デジタル教材を活用した調査実証事業_作業実施計画書(プロジェクト実行計画書)」の「作業実施計画書のデジタル教材開発」部分について事務局より説明、及び画面イメージについて共有。
坂本座長	・ 委員の皆様、何か意見はあるか。
阪東委員	・ 高校生が授業でアプリケーションや動画を見たりパワーポイント等の教材を使用したりする際、これらを生徒が個々の1台の端末上で利用するのか。それとも先生が生徒に対して資料を投影し、必要な教材を生徒が手元で確認するのか。
事務局	・ それぞれの教材はいったんそれぞれ作成する。高校の先生にご意見をいただきながら、一斉提示するもの、個別で見るものを考えていきたい。先生によって授業の仕方も異なると思うので、教材としては両方対応できるようにしたいと考えている。
阪東委員	・ ポータルサイトに情報が集まってくるため、学習者の立場で学習コストを考えるとポータルサイト内で完結した方がよいと思ったが、実際の授業場面を考えると難しいというのは理解した。
坂本座長	・ 利用してもらいやすいようにまとめられればよいと思う。 他に、委員の皆様、何か意見はあるか。
稲倉委員	・ ポータルサイトに生徒がアクセスする際、「生徒毎にアカウントを付与してアクセスする。」という仕組みではない(個人の情報は蓄積されない)との認識でよろしいか。
事務局	・ ご発言のとおり。個人情報には載せない。将来的には管理機能も検討していくことになると思うが、今回はあくまでも単体の教材作成を目指しているため、個別のIDやパスワード管理はしない。
坂本座長	・ 他に、委員の皆様、何か意見はあるか。

発言者	内容
齋藤委員	ポータルサイトへの導線はどんなものを想定しているか。案があればお伺いしたい。また、先生が必要な教材を探すとき、授業活用の事例やオススメプラン等が含まれているのかを伺いたい。
事務局	ポータルサイトへの導線としては、実証用ポータルサイトを作成して関係者のみに公開し、アクセスしてもらう。将来的には、消費者庁の教育用ポータルサイトにリンクを貼るなどの方法もあるのではないかと考えている。他にもLINEでのプッシュやターゲティング広告等もあり得る。活用事例やオススメプランについては、委員の皆様方と相談し、モデルプランは作りつつ、実際の授業で効果があった内容をサイト上で紹介しようと考えている。意見やアイデアをいただけたらと思う。
齋藤委員	もう1点伺いたい。動画のところだが、見出しにインパクトをもって「自分ごと化」するのは大事だと思うが、怖いという印象だけを与えるのではなく、どうして怖いのか、授業が終わった後にポイントを理解できているのかが重要である。そういった観点も含め、デザイン設計やその後の効果検証に繋げてもらいたい。
坂本座長	いかに教材を活用してもらうのかというのは、当有識者会議や消費者庁で検討していかなければならない課題である。他に、委員の皆様、何か意見はあるか。
山本委員	高校では家庭総合4単位、家庭基礎2単位であるが、2単位の家庭基礎では5時間分すべての教材は活用できないと思う。すべての教材を使って消費者教育の分野が終わるようにするのか、又は、教材の一部を自分のプランに合わせて取り入れるのでいいのか。質問したい。
坂本座長	5時間分の教材で家庭基礎のうち消費生活の内容がほぼ完了するつもりで盛り込んでいる。しかし、「経済生活等」の内容は入っていない。5時間分の消費生活の授業を取るの難しいか。
山本委員	エシカル消費等の内容を盛り込んでの5時間となるため、ゆっくり考えさせることができずにどんどん進んでしまうという状況になる。
坂本座長	様々なご意見をいただいて、改善点として反映していきたい。西村委員、何か意見はあるか。
西村委員	現場としてはタブレットと併せて、紙媒体のワークシートで学習したものも残る方が、試験の時などに見返せるので望ましい。（タブレットに入力したものをプリンタから印刷できるとしても）各教室にはプリンタが無いので。
坂本座長	現場としては、紙媒体のワークシートで学習した記録が残った方がよいということ。どうしていくか考えていきたい。

発言者	内容
事務局	Microsoft365 等に生徒自身のアカウントで成果物をアップロードし、極力ペーパーレス化していくという自治体の例も聞いている。学校の状況に合わせて検討で良いとは思いますが、今回の実証を機に、作成したワークシートをローカルに保存、もしくは学校で共有利用しているツールの中にアップロード、という選択肢も用意していくのがよいのではないかと。
阪東委員	紙と電子化のことで意見させていただく。高校はGIGAスクールの対象になっていない学校もあるのは理解しているが、直接手書きで書き込んだりするようなソフトウェアが導入されている動向もあり、選択すれば紙で印刷することもできる。電子上でやり取りできる方向にシフトした方が、先生方の働き方改革という意味でも良いのではないかと。統一したプラットフォーム上での展開について先生方にもご協力いただき、どうすれば電子化できるのかを前向きに検討いただくことが、学校の教育現場にとってもよいと思っている。
坂本座長	デジタルのワークシート等は、高校生が復習したりする際に使いやすいものになっているのが望ましい。他に、委員の皆様、何か意見はあるか。
阿部委員	先生方が実際に使ってみた意見をフィードバックできる環境を整え、それを反映しながら内容修正をしていくのがよいかと。また、高校生向けと成人向けでは動画の種類が異なるという事だが、CtoC、BtoB 取引に関する動画は成人向けにしかないのか。両方で視聴できるようにしてほしい。高校生でもトラブルが多いため、成人向けだけではもったいない。
坂本座長	「資料1」P15の内容について、検討・整理を行う必要がある。デジタル社会の仕組みについても、単純化した概要でよいので理解してもらいたい。それを動画にするのかパワーポイント（静止画）にするのかはこれから要検討である。
事務局	今回制作する教材は高校生、成人向けで分けているが、高校生にはどんどん先に進んでもらってよいと思う。ポータルサイトへの掲載方法など、導線を踏まえ、委員の皆様方からご意見をいただきながら考えていきたい。
坂本座長	他に、委員の皆様、何か意見はあるか。
西尾委員	モチベーションをどう上げていくか、どうすればこの教材に興味を持ってもらえるのかがポイントになると思う。遊び感覚でセルフチェックのような興味を誘う内容（知らないとまずいかも、という気付きを得られるようなもの）がはじめにあるとよいのではないかと。
事務局	教材制作に参考となる資料等があれば提供いただきたい。例えば「事前チェックテスト」のようなものを宿題で出しておき、授業の

発言者	内容
坂本座長	始まる前に先生がチェックして、理解度を踏まえた上で授業に臨む、というようなことは考えられるかもしれない。 他、委員の皆様、何か意見はあるか。 「資料 1 作業実施計画書」の続きの説明を事務局よりしていただく。 ■「資料 1 消費者保護のための啓発用デジタル教材を活用した調査実証事業_作業実施計画書」の実証事業（後半 p66～）、及び「資料 2 令和 3 年度 有識者会議スケジュール（案）」について説明。
坂本座長	「資料 1」の内容について、委員の皆様、何か質問はあるか。
坂倉委員	p80 スケジュールについて 2 点ご質問。 高校での試験授業が 10 月から始まる予定となっているが、動画と教材のリリースも 10 月の予定となっているのに間に合うのか。 試験授業が始まる前にリリースしていかなければ間に合わないのでは。 2 点目として、本会議では一般消費者向けの話はなかったが、一般消費者向け情報配信を後回しにしても高校での試験授業と成年消費者向けの研修を優先していただきたい。 特に企業向け実証研修は現状 12 月と 1 月の予定だが、一般企業で年末年始の多忙期に研修を行うことはほぼないため、11 月からに繰り上げていただきたい。
坂本座長	スケジュールについてご意見をいただいた。 実証校の教員である山本委員、西村委員にスケジュールについてご意見を伺いたい。 今回の試験授業では、5 つのモデル授業のうち 2 つを先生方に選んでいただき、それを先行して制作していく方法が現実的だと思っている。 試験授業を委員が視察し、その後すぐに会議もできるような時間を確保できるのは、いつ頃だと可能になるのか。
山本委員	調理実習などと並行で行うため難しい部分はあるが、11 月頃に合わせるよう調整は可能である。
坂本座長	モデルとなる授業を決め、先行して制作していただくということでよいか。
事務局	すべてをまとめてリリースというのは難しいため、まずどれかのモデル授業を完成させていくことが必要と考える。
坂本座長	西村委員はどうか。
西村委員	授業時間の調整はしていきたい。

発言者	内容
	10月は学校の行事などが重なるため、11月以降であれば時間が取りやすいと思われる。
坂本座長	11月の試験授業に合わせて制作しリリースという形で進めていければと思う。
事務局	1～5時限までであるが、高校生向けのシナリオとしてはいかがか。
坂本座長	試験授業で5時限すべてを使うのは難しいのではないか。各校1時限ずつが現実的かと思うが、2校の先生方で分けてカバーしていくのがよいのでは。
西村委員	せっかく5つあるのですべて試したいと思うが、実際は出来る範囲で行いたい。 私（阿南光高等学校）の場合は、比較的消費者教育の授業に時間を使っている。
坂本座長	このモデル授業がよい、という希望はあるか。
山本委員	今まで行なってきた授業内容を掘り下げることになるため1～2限目と思われるが、現時点で断言はできない。 3限目のリボ払いやクレジットの関係、1限目の自己診断、2限目の返品可否についても生徒が興味を持ってくれそうで、現在制作予定の教材は資料などを見る限りコンパクトにまとめてくれており、使いやすいそうである。
坂本座長	私の個人的な意見として、「消費者の権利と責任」や、「将来を見越した経済の管理」などは、高校生に対して学習が足りていない印象。先生方にとっても授業がしにくい内容だと感じている。 そのために、まず興味を持たせる教材を制作することが重要である。 他、委員の皆様、何か意見はあるか。
事務局	オンライン授業について、まず可能かどうか、どういった形態であれば可能か、ご意見を伺いたい。
坂本座長	教える人と教わる人が離れているというのが今回のオンライン授業の定義である。 先生が教室で、生徒が自宅で受講するという形態は困難なのではと思うが。
西村委員	生徒が教室にいて、先生が家庭科室などで行うのであれば可能と思われる。
坂本座長	先生が生徒と別々の教室で授業を行うのであれば可能ということか。

発言者	内容
事務局	私が大学の研究室から配信して高校の教室にいる生徒に授業を行うという方法も考えられる。 消費者教育を教える先生 1 名が 3 校に対してオンライン授業で教えるパターンと、有識者の方がゲストとしてログインし教えるパターンがある。 オンライン授業といっても 50 分間すべての時間を教える形にはならない。 全国展開した際、多様なパターンがあることによって他の先生方も利用しやすくなるのでは。 今回の実証の中で、先生が複数接続するパターンと、授業の中でオンラインとすべき部分はどこか、という 2 点について、皆さんと意見を交えてつくり上げていきたい。 オンラインと言ってもいくつかのパターンがあると思っている。 子供が家からオンライン授業を受ける形、実証できるかは別として 1 人の先生が複数のクラス（例えば 1 学年 7 クラス中 3 クラス）を繋いで同じ授業を行う形、また、有識者の方と全国の学校を繋いでオンライン授業を行う形もあると思われる。成果があれば参考にしやすいため、できるのであれば実証の中で探っていきたい、というのが先ほどの意見の前半部分である。 後半部分は授業案としてどのパーツをオンライン授業で使えるか。50 分のうち 30 分だけオンラインであるとか、ワークシートをオンラインで議論するだとか、そこを絞っていきたい。
坂本座長	複数のクラスを繋いで授業を行うのは、委員の先生方、どうか。
山本委員	授業を行うのは 1 人でもよいが、もしもの場合などに備え、各クラスに必ず最低 1 人は先生の配置が必要なので、その調整をしなくてはならない。
坂本座長	西村委員はいかがか。
西村委員	山本委員のご発言のとおりで、各教室に教員の配置が必要である。
西尾委員	コロナ渦の状況下、「LINE みらい財団」では、それまで出前授業でやっていた活動をオンラインに切り替えて実施しており、教室で授業を受けていただき、現場の先生にサポートいただくというパターンが事故の少なく、やりやすい方法である。 各学校や複数クラスを同時に接続するときは時間の調整もあるが、それ以上に、会場の接続テストの時間を事前にとらせていただく必要がある。受講されているときに機材トラブルが起きてしまうことが最も対応しづらいため、事前の接続テストができていれば、当日多くの方が参加しても比較的遠隔は難しくなかった。 しかし、個別で生徒や受講者がそれぞれの端末から受講するとなると、運用上のトラブルが出てくる可能性がある。

発言者	内容
坂本座長	例えば、ファイルが開けない、参加するワークに入れないなどのシステム上の不具合に対するフォローサポートができなくなってしまうため、受講者が各拠点にいてもサポートいただける先生が学校にいる状況であれば、この実装は難しくない。 経験に基づく具体的なアドバイスであった。 私も高校の生徒向けに研究室からオンライン講演を行ったことがあるが、生徒から何か発表してもらおうときには聞き取れないことがあった。 1人1台端末を利用すれば聞き取りやすいとは思っていたが、それだけ回線をたくさん繋がないといけないため、また別の問題があるかもしれない。
西尾委員	一方的なものであれば1人1台がやりやすいが、クラスで先生が運営側のサポートに入っている状況の方が、意見を引き出すのもそうだが、教室の状況をまとめることにもなるためよいと思う。
齋藤委員	西尾委員のおっしゃった内容はまさにその通りだと思っており、私どもも遠隔で授業をすることがあり、その時に現場に先生がいて、最初と最後の質疑応答や、発表のところだけ生徒が前に出てマイクに向かって発言してもらおうなど、やり取りの支援をしてもらえれば、遠隔でも十分対応できると思っている。 勿論、事前の音声チェックや、動画コンテンツの場合は動画の音声为正しく配信されるかなどの連携も必要になる。環境面の問題が無いようであれば、例えば、フリマのコンテンツに関しては、遠隔で繋いでみることも今後の設計次第では可能である。
阪東委員	皆さんが想定されている授業スタイルと実際の授業スタイルが私の中でイメージがついていないが、先生が動画などでオンライン授業を行い、子供たちがワークシートで最後に意見を発表するというスタイルであれば特に問題無いと思えるが、実際に子供たちがパワーポイントを作るとなると先生方が机間巡視をして指導することが難しいと思う。 そのため、動画の部分とアプリケーションの部分は提供できるが、実際何を学習者に作業させるかは切り離して考えなければ、難しいと思う。この点は先ほど事務局からあったように、どこまでは使えてどこからは使えない、という整理をする意味で捉えて良いのか、それともそもそも授業のモデル設計としてオンライン授業の時はテキストやワークシートの部分は違う学習活動に代わる形で提案すれば良いのか、どちらなのだろうか。
坂本座長	今回の試験授業では、オンライン授業の効果が高くなる授業範囲や、その形式、必要な事柄等を整理することで成果とする。 オンライン授業の方がやりやすい内容と、コストは大変だったが対面で行った方が効果のあった内容など、結論をまとめていく必要がある。

発言者	内容
阪東委員	例えば、MetaMoJi はワークシートのままりリアルタイムで共有ができるため、近いことが出来ると考える。また、Microsoft 365 を経由しているのであれば、OneNote のようにリアルタイム同期が可能なシステムのコラボレーションスペースを使えば実現可能である。これらのシステムをどう運用していくか一緒に提案し、検討していこうと思っていたが、実証で既にこういうものがあるならば、これらの仕組みを利用し、検証してもよいと思っている。
坂本座長	他、委員の皆様、何か意見はあるか。 【特に質問意見なし】 事務局の方で報告はあるか。
事務局	これまでのご意見は、高校で設備やアプリケーションの状況がどうであるか、どこまで生徒にリテラシーがあるかにもよるため、別途ご相談させていただき、今回の実証の範囲で将来的に考えられる内容を検討していきたい。
3. 分科会からの検討状況報告	
坂本座長	続いて「資料 3 分科会進め方」について、坂倉委員よりご説明いただく。
坂倉委員	「第 4 回 消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」で分科会の設置が承認され、この有識者会議の下に「成年向け教材開発分科会」の設立を承認いただいた。メンバーは 7 人であり、本日の会議にも出席いただいている、阿部委員、阪東委員、ご欠席の坪田委員、そして私、この 4 名含め 7 名が分科会のメンバーとなり、私、坂倉が座長を拝命している。 この分科会の進め方をまとめたものが、「資料 3」である。 この 1 年かけて PDCA を回していく。 (1. ターゲット) まずは成年消費者といっても幅が広いため、今回は、事業者の従業員、特に新入社員あたりの若年層、それから 50 代以上の中高年、この 2 つにターゲットを絞って開発をしようと思っている。 (2. 内容) 内容だが、基本的には契約と取引、決済と信用取引、消費者保護制度、消費者相談窓口について取り上げ、更に若年層と中高年層とテーマを分けて、よくある消費者トラブル事例と対応策の紹介をしたいと思っている。若年層向けには意思決定の失敗や多面的な比較と検討について、中高年に向けてはセカンドライフを見据えた経済の管理というものを内容に入れて作ろうと考えている。 (3. 方法) 方法だが、事務局から説明があったが、ポータルサイトを立ち上げて、e ラーニングを 2 本、それらを 1 時間程度制作しようと考えている。そして、素材として動画とアプリケーションをつくる。

発言者	内容
	(4.教材制作)教材開発については、NTT ラーニングシステムズに委託させていただく。 (5.その他)消費者教育をしっかりと取り組んでいる事業者はなかなか無く、その必要性を理解いただけていないため、「消費者教育の必要性」について人事や教育担当者に理解いただくための説明資料の作成を検討していきたい。 このプランを作りあげたら、今年の秋から年末にかけて実証テストを行いたいと考えている。 場所は、徳島県の企業と、全国的な企業から2社、大企業と中小企業を交えて実証テストを進めていく。 そして、その後に実証テストを振り返り、来年の3月には教材を完成させ、公開する。 以上を、この1年間かけてPDCAを回していきたいと思っている。 まだ第1回の会合を行ったばかりで、特に検討の成果は無いが、委員の先生からはコンテンツとして、機能、管理方法、評価方法、あるいはサポートツールとして企業の人事部への指導書、更には理解促進ツール、あるいは中小企業にどう意識づけしていくか、更には、企業にとって、従業員にとって、教育担当者にとって、どう「自分ごと化」してもらうかを鍵としてこれから議論を深めていく段階である。簡単であるが、分科会の報告は以上となる。
坂本座長	本日の議題は以上であるが、全体を通して感想や要望、質問はあるか。
阪東委員	- メインのコンテンツは動画になると思っている。 - スケジュールの中にも動画の修正があると思うが、動画自体の良さを評価できるように視聴履歴が研修段階で残っていると、良いか悪いかわかるため、ご検討いただきたい。
事務局	- 動画の修正については、効果検証計画書を作り、アンケートやヒアリングを含めて、ログが取れるか、視聴時間が取れるかなど、開発サイドで検討しているため、確認させていただきたい。 - 特に、ダウンロード型であると個人環境に動画を持ってきてしまうため細かい情報は取れないが、例えば、YouTubeのような動画サイトにアップロードするなど、何か他の管理ツールに上げるのであれば視聴履歴が取れる。どちらに重きを置くのか、両方とも提供するのかによって効果検証の仕方が変わるので、またご相談させていただきたい。
坂本座長	- 大学生向けの授業で動画をアップロードしても、最初と最後しか観ていないことがよくあるため、チェックできた方がよい。高校生向けであれば、授業に組み込んでいるため、主に社会人向けのことになるが。 - 実際の生徒の様子を見て、動画に対する反応を確認したい。しっかり検証してよいものを制作したい。

発言者	内容
事務局	Google フォームやMicrosoft Forms で確認テストを入れることが当初の検討リストにあったと思うが、それも 1 つの方法だと思っている。確認テストに出るならば、動画を早送りせずに観てもらえる可能性がある。その辺りも踏まえた全体的な導線というところで 1 つの評価ポイントになる。またご相談させていただきたい。
齋藤委員	本日説明いただいた資料で気づいた点や意見などは、いつぐらいまでに、どのような方法で提出すればよいか。
事務局	コメントなどをいただく期限を別途ご連絡させていただく。 座長と相談のうえ、一週間に 1 回定例打合せを行い、コンテンツを詰める作業を実施していく。その中で、座長の判断で進める内容と、委員の皆様方にご意見をもらう内容とが出てくるので、そのタイミングで期限を決めてご確認いただく。確認期限として、一週間以上は必要だと思っている。 またメールでご連絡、ご相談させていただきたい。
齋藤委員	教材のボリュームもあると思うため、例えば、フォーマットの項目でこの部分だというものを準備いただき、効率の良い方法で意見を出せればと思う。
事務局	1 つ 1 つご意見をいただきながら、より子供たち、成年に活用してもらえる教材を目指していく。
稲倉委員	著作権はどのようになっているのか。 例えば、私が勝手に切り取って自分の講義資料に入れるようなことがどの程度許されるのかといった点について質問したい。
事務局	教材一式として納品させていただくため、今のところ教材の一部を切り取ることは著作者に帰属されてしまうこととなる。 消費者庁とのご相談になるが、どのように納品するか、どのような成果物を公表するかによって変わってくると思う。 納品した教材一式の著作権は消費者庁に帰属することになるので、今後検討し決めたい。
坂本座長	パワーポイント資料も含め、授業の中ですべての教材は使えないため、カットして利用する事になると思うので、可能にしておかないと使い勝手が悪くなる。先生方などが授業等でより活用しやすい形で著作権の処理をしていく方向で確認していきたい。 他、委員の皆様、何か意見はあるか。 【特に質問意見なし】

発言者	内容
4. 閉会	
坂本座長	【坂本座長より最後の挨拶】 委員の皆様よりご意見を沢山いただいたので、それらを参考によりよいデジタル教材を制作していきたい。 私自身としてもデジタル社会の消費活動について学んでいかなければならない。 デジタル教材におけるトラブルの防止・減少のため、警戒感を高める教材にしたいのと同時に、デジタル化した教材は便利である、ということを学校現場の先生方に是非実感していただきたいという思いもある。 これまでの授業方法よりもより効果が得られる教材にしたい。 また、内容も分かりやすく誰でもが使ってみたい、と感じてもらえるものをと考えている。
事務局	次回の有識者会議について、改めて事務局よりご連絡させていただく。 以上で、「第5回消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を閉会する。

以上